



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 23 日 (月曜日) 第 91 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1	
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (2件) (建築住宅課) 1	
訓 令	

○宮崎県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 2
公 告
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 2
○土地改良区の清算人の就任の届出…………… (農村整備課) 3
○公共測量終了の通知…………… (管理課) 3
企 業 局 公 告
○入札公告の修正…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 223号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字宮ヶ原乙3125-81
- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 224号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 3 月 23 日から同年 4 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	宮崎市田野町字白砂坂	令和 2 年 3 月 23 日

上乙9450番  
1地先から  
同市同町同  
字乙9501番  
19地先まで

### 宮崎県告示第 225号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 2019-1	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武寛	小林市水流迫字小林原1074番40	5.50	25.44	令和 2 年 3 月 5 日

### 宮崎県告示第 226号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 2019-2	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武寛	小林市水流迫字小林原1074番41	5.50	24.06	令和 2 年 3 月 5 日

訓 令

宮崎県職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
令和 2 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 6 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県職員服務規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員服務規程（平成18年訓令第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において「職員」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 172条第 1 項に規定する職員（臨時又は非常勤の職を除く。）であって、知事の事務部に勤務するものをいう。</p> <p><u>(履歴書)</u></p> <p>第 5 条 職員は、採用時に人事課長に提出した履歴書に記載した氏名又は本籍に変更を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（別記様式第 1 号）により、所属長を経由して人事課長に届け出なければならない。当該届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において「職員」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 172条第 1 項に規定する職員（非常勤の職にある者を除く。）であって、知事の事務部に勤務するものをいう。</p> <p><u>(履歴事項の変更)</u></p> <p>第 5 条 職員は、採用時に人事課長に提出した履歴書に記載した氏名に変更を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（別記様式第 1 号）により、所属長を経由して人事課長に届け出なければならない。当該届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p>

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 2 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ボンベルタ橋  
宮崎市橋通西三丁目10番32号 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社橋ホールディングス 代表取締役 君島諭  
宮崎市橋通西三丁目10番32号  
株式会社橋百貨店 代表取締役 君島諭  
宮崎市橋通西三丁目10番32号
- 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社橋ホールディングス 代表取締役 米良充朝  
宮崎市橋通西三丁目10番32号  
株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司  
宮崎市橋通西三丁目10番32号

(変更後) 株式会社橋ホールディングス 代表取締役 君島諭

宮崎市橋通西三丁目10番32号

株式会社橋百貨店 代表取締役 君島諭

宮崎市橋通西三丁目10番32号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司

宮崎市橋通西三丁目10番32号

株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一

宮崎市港東一丁目 7 番 1 号

株式会社エンドレス 代表取締役 蕭易風

東京都台東区柳橋一丁目20番 1 号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号

一般社団法人みやPEC推進機構 理事長 戸敷正

宮崎市橋通東一丁目14番20号

船ヶ山新一

宮崎市松橋二丁目 6 番20号

(変更後) 株式会社橋百貨店 代表取締役 君島諭

宮崎市橋通西三丁目10番32号

株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一

宮崎市港東一丁目 7 番 1 号

株式会社エンドレス 代表取締役 蕭易風

東京都台東区柳橋一丁目20番 1 号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号

一般社団法人みやPEC推進機構 理事長 戸敷  
正  
宮崎市橋通東一丁目14番20号  
船ヶ山新一  
宮崎市松橋二丁目6番20号

- 4 変更の年月日  
令和2年2月1日
- 5 変更する理由  
設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 6 届出年月日  
令和2年3月9日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和2年3月23日から令和2年7月27日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和2年3月23日から令和2年7月27日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、山中土地改良区（小林市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和2年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した清算人

氏 名	住 所
荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地
黒 木 薫	小林市細野5434番地1
坂 口 正 美	小林市細野5247番地
齋 藤 洋 光	小林市細野1851番地の1
堂 籠 哲 生	小林市細野5249番地13

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和元年11月14日付け宮崎県公報第56号により公告した公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成作業における基準点設置）が令和2年2月5日終了した旨、宮崎地方法

務局長から通知があった。

令和2年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 企業局公告

### 入札公告の修正

次のとおり修正する。

令和2年3月23日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

## 1 公告日

令和元年12月26日

## 2 工事名

綾第二発電所大規模改良事業のうち発電所更新工事

## 3 修正内容

- (1) 「4 契約条項を示す場所及び期間」の閲覧期間「令和元年12月26日から令和2年6月23日まで」を「令和元年12月26日から令和2年7月14日まで」に修正する。
- (2) 「5 入札日程等に関する事項」の守秘義務資料の閲覧「令和元年12月26日から令和2年6月23日まで」を「令和元年12月26日から令和2年7月14日まで」に、技術提案書に関する質問の受付「令和元年12月26日から令和2年3月27日午後5時まで」を「令和元年12月26日から令和2年4月10日午後5時まで」に、技術提案書に関する回答の閲覧「令和元年12月26日から令和2年4月3日まで」を「令和元年12月26日から令和2年4月17日まで」に、技術提案書の受付期間「入札参加資格の通知後から令和2年4月3日午後5時必着」を「入札参加資格の通知後から令和2年4月17日午後5時必着」に、技術対話「令和2年4月16日から令和2年4月22日まで」を「令和2年5月11日から令和2年5月15日まで」に、改善された技術提案書の受付期間「技術対話の翌日午前9時から令和2年5月18日午後5時必着」を「技術対話の翌日午前9時から令和2年6月12日午後5時必着」に、予定価格の公表「令和2年6月上旬（予定）」を「令和2年6月下旬（予定）」に、入札書受付期間「令和2年6月16日午前9時から令和2年6月22日午後5時必着」を「令和2年7月7日午前9時から令和2年7月13日午後5時必着」に、開札日時「令和2年6月23日午前10時」を「令和2年7月14日午前10時」に、低入札価格調査資料の提出期限「令和2年6月29日午後5時まで」を「令和2年7月20日午後5時まで」に、入札結果の公表「令和2年7月13日から令和4年3月31日まで」を「令和2年8月3日から令和4年3月31日まで」に修正する。
- (3) 「14 Summary」の「(3) Deadline for submission of proposals: 5:00 p.m., 3 April, 2020」を「(3) Deadline for submission of proposals: 5:00 p.m., 17 April, 2020」に、「(4) Deadline for tenders: 5:00 p.m., 22 June, 2020」を「(4) Deadline for tenders: 5:00 p.m., 13 July, 2020」に修正する。

--	--